

令和元年 6 月 18 日参議院文教科学委員会議事録

[○松沢成文君](#) 日本維新の会・希望の党の松沢成文でございます。

法曹養成制度の法案の改正案について質問をしたいのですが、その前にちょっと、私は大変驚いた報道がありまして、その件をちょっと取り上げたいと思うんですね。

五月十九日に行われた司法試験の予備試験で、今年の去る五月十九日に、未来問と名付けられた A I、人工知能が、問題の六割、これ短答式の、予備試験の短答式の問題の一般教養を除いた法律関係の問題ですね、この九十五問中五十七問を事前に予測し正解したと、これ開発会社、I T 企業ですが、サイトビジット社が発表しているんですね。その報道があって、私、大変驚いたんです。過去の試験でのこの合格ラインが、五九%台の何というか正解率で推移しているんですね。この会社は、今回も同じ傾向であれば、五九%が合格ラインであれば、A I の予測問題とその正解がその合格ラインを超えた可能性が高いということまで発表しているんですね。

これまでも司法試験の予備校などでは、本番の試験問題を独自に予想した模擬試験などを実施してきましたが、ここまでの的中率というのはなかったわけです。今までの過去の正解率を超える正解率を A I が出しちゃったというわけですよね。A I の予測で合格ラインに迫る六割という的中率は、関係者に大きな衝撃を持って受け止められているというふうに報道されていました。

過去の問題とテキストなどを A I に学習させることで予想問題を作成して、今回は事前にこれ無料で公開されていたわけなんですね。それで、この会社の社長さんの鬼頭社長さんというのは、自身も弁護士であって、司法試験はやっているわけですね、予備試験はどうか分かりませんが。それで、この A I で予備試験のこの予想問題を全部作って六〇%以上の正解率を得たと。で、こういうことを言っているんです。司法試験をこれから受ける学生

たちに、A I を使って早く突破してほしいと。A I がここまで行っているので、どんどんA I を使って短答式なんかは突破して、一番難しい記述式とか、あと口述式というのがありますよね、予備試験はね、そういうのに集中してほしい、こう言っているんです。それで、出題者には、これはもう法務省でしょうね、出題者には従来と違う問題を模索してほしいと。このままだとA Iの方が進んじゃって、A I からもらった情報でみんな、短答式、それを早く手に入れた人が通っちゃいますよ、だからもっとちゃんと、いろんな、A I じゃ解けないような問題を作ってほしいと言っているんですね。A I に追い付かれない試験問題を作ってほしい、作成してほしいというコメントまで出しているんですね。

さて、このようにA I によって合格レベルに迫る的中率で予想問題と解答が事前に作成されてしまっていることについて、法務省はまずどのようにお考えでしょうか。

○副大臣（平口洋君） 今回の報道に係る会社が何をもって問題の六割を事前に予測し正解したとしているのか定かではございませんが、一般的に、予備校等において試験問題の様々な出題予測が行われているものと承知しております。

もっとも、法務省としまして、特定の出題予測について内容を把握した上、その正確性等に関してコメントすることは、今後の出題内容について誤った臆測を招くおそれがあるため、コメントは差し控えたいと思います。

いずれにしても、司法試験予備試験の問題作成は司法試験予備試験考査委員に委ねられておるところでありまして、今後とも適切に問題作成がなされるものと承知いたしております。

○松沢成文君 何かそんな悠長なことを言っている場合なんではないかな。これ、もっともって深刻な問題だと思いますね。

実は、今回ののはこの会社によって事前に無料で公開されていたんですね。しかし、この会社は、今後A I が予測した問題を受験者に有料で提供するサービスを始めるということも言っているんです、今後は有料だと。お金払ってくれた人にそれを差し上げるということですよ。

ね。

まず法務省、これ予備試験というのは、基本的には、経済的に厳しい方が、法科大学院に行けない方が予備試験を受けて司法試験の資格を取るところが本来の目的だったわけですよね。でも、その予備試験の問題がA Iによって分析されて、その解答率六割、これは、ほかの予備校が過去問をいろいろ分析して予想していますが、それよりぐっと高いわけです。コンピューター使ってデータ全部集めて、それを解析してやりますから。そうやってきて、それを有料で販売する。それ幾らぐらいになるか、私、想像付きませんが、お金のある受験生が買えて、お金のない受験生は買えずに自分で一生懸命解かなとなる、こういう事態に陥るんじゃないでしょうか。

これ、この経済格差によって、A Iのデータを買える人が有利になって、買えない人が不利になってしまう、こういうことにもなってしまいますし、今後、これ予備試験だけじゃないんです。予備試験の短答式の法律問題九十五問が今回分析されて六割行っちゃったんですね。司法試験にもあるんです。短答式で、司法試験は憲法と民法と刑法かな、これなんか範囲が狭いから、ますますA Iが分析できちゃうわけですよね。これ、司法試験にだってこれ影響するじゃないですか。

だから、先ほど副大臣言うように、この司法試験予備試験委員会の考査委員会が適切に分析してやりますから、そちらに任せるしかないと言いますが、これ、本当にそのままほっといたらA I情報を買える人が圧倒的に有利になっちゃって、そうじゃない人は不利になるという、これ本当にこの平等な受験競争がむしばまれる可能性だってあるわけですよね。私はそこを問題としているんですが、副大臣、いかがでしょうか。

○副大臣（平口洋君） 委員の御指摘につきましてはよく検討してみたいと思っておりますけれども、繰り返しになりますが、今後の出題内容について誤った臆測を招くおそれがあるために、個々の出題予測についての法務省における把握の有無や評価についてはコメントを差し控

えたいと、このように思っております。

○松沢成文君 何でそれを検討することが誤った臆測を与えるのでしょうか。意味分からないんですよ。

だから、今言ったようにA Iで解析されちゃって、その情報持っている人が有利になる、持っていない人が不利になる。じゃ、A Iに解析できないような本当の、暗記中心の、A Iというのはデータをたくさん入れて、それを過去問なんかも全部分析した上で、多分こういうのが出てくるだろうというもう確率の勝負で出してくるわけですよ。だから、そういう問題ではない、本当にもっと、法律の倫理観だとか、そういう広範囲な、総合的な力でしか解けないような司法試験予備試験に変えていかないと大きな格差問題になりますよということを行っているんです。

それを検討すること自体が何で要らぬ臆測を与えてできませんんですか。やらなきゃいけないんじゃないですか。いかがでしょうか。

○副大臣（平口洋君） 委員の御指摘は御指摘として受け止めたいと思いますが、一般論として言えば、法務省としては、司法試験委員会の庶務として適切な試験実施のために必要な情報の収集や委員会等への提供に引き続き努めてまいるとともに、状況を注視してまいりたいと、このように思っております。

○松沢成文君 予備試験と司法試験の問題が、どういうものが一番この法曹人材養成につながっていくのかということを決めていくのは、司法試験予備試験委員会の考査委員なんですか。考査委員というのはもっと細かな、問題をどういうふうにするかを決めていく人たちで、この試験の在り方を決めていくのは何かその上に審議会みたいのがあるんですか。教えてください。誰がそういう議論をしていくのでしょうか。

○副大臣（平口洋君） 方針を委員会で定めた上、個々の問題については考査委員が作成されていると、そういう状況でございます。

○松沢成文君 そうであれば、副大臣、その司法試験模擬試験委員会に、このA Iに分析されて問題も予想されてしまう。その正解も当然それに付いてくるわけで、それが六割を超えちゃっているという実態に対して、どういう改革が必要なのか、この委員会に私は法務省として諮問すべきだと思うんですけども。どういう改革が必要なのか、それぐらいやってくださいよ。これ、大変なことになりますよ。

○副大臣（平口洋君） 御指摘の点も含めてよく検討したいと思います。

○松沢成文君 よく検討して実行に移していただきたいと思います。

文科大臣、これ全てが文科大臣の担当じゃありませんが、日本にはいろんな国家資格の試験があります。実はもうこの会社は、宅建の試験でもA Iの解析で実績を上げちゃっているんですね。それで、この会社が今後社労士の試験、これ八月か九月にやるんです、ここでもA Iを使って予測問題を出して、正解も出していくと言っているんです。それから、今後は司法書士の試験、行政書士の試験も全部A Iが予想問題を出して、回答を出していくと言っているんですよ。

これはもちろん大臣の担当じゃないですが、大臣、そうなってくると、大学入試センター試験もそうってきます。確かに大学入試の場合は、法律の世界と違って範囲が広いですから、A Iが様々なデータを入れて、それで、何とというか、質問を予測して、回答まで出していくその正解率が、それは司法試験ほど高くなるとは僕はちょっと思えないんですけども、そういう時代が来るわけですよ。

私は、やっぱり、資格試験というのが暗記中心で、とにかく覚えて暗記した人が勝っていく、通っていくという試験から、やっぱり人材の総合的なものを判断するために、暗記だけじゃないと、その人の持っている倫理観や道徳観あるいは社会一般の常識も含めて、その人が法曹の世界あるいは宅建の資格を持った人の世界の中でしっかりとした活躍ができるように、そういう人材を育てなきゃいけないわけですよ。

大学だってそうだと思います。受験に強いやつというのは暗記に強いやつですけども、本当に大学生としてこれから学ぶにふさわしい人材を採っていくためには、受験偏重型は避けなきゃいけないわけです。そういう意味ではA Iとの戦いになってくるわけです、今後。

ですから、私は政府の中に、この国家資格の様々な試験がありますが、それが暗記中心でA Iに、何というか、負けていくという、負けていくというのはおかしいな、A Iに席卷されるような事態を避けるために、どういう試験の在り方が望ましいのかというのを検討するようなそういう、審議会といっても最近では審議会の答申要らないという大臣もいますから困っちゃうんですけども、そういうことを検討する審議会みたいのを作って総合的にやらないと、これもう暗記に強いやつが勝つ、A Iの情報を買えたやつが勝つ、こういう国家試験になったら、私はやっぱり人材育成という面でも問題があると思うんですが、政府としてこのA I対策、取り組む、そういう意思はないでしょうか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 極めて重要な問題提起であり、実は、今委員が御指摘になったことをまさに今中央教育審議会などで有識者のいろいろな御意見をお聞きしながら検討しているところです。

例えば、A Iで東京大学は合格できるのかとかですね、そういうことについても、省内でも今日は浮島副大臣お見えですけども、有識者の方を交えていろいろと議論を検討して、実は委員が御懸念のとおり、大学に合格できちゃうんですね、A Iで。ですので、これは我々、高大接続改革のところで、大学入試などに頼らずというふうにおっしゃいますけど、むしろ大学入試の中で、そういう暗記とか機械的な作業だけで合格できるような試験ではないものをいかに追求していくか。

やっぱり試験が変われば、学生のそれに対する準備も変わってくるわけですから、ですので、その入学試験改革ということを今一生懸命、それこそ法科大学院の試験改革と同じような形で、どのようなことをすれば、より総合力だとか主体的で深い学びというものを判断で

きるのかということ、例えばセンター試験でも記述式を導入するなどしていろいろと工夫をさせていただいているところですし、今おっしゃったような方向性で、まさしく審議会などでも検討を進めたいというように考えております。

○松沢成文君 文科省は一步進んでいますよね。いや、でも本当に、大学入試、大学院の話も出ましたけれども、総合的なやっぱり人間力をしっかり把握するための試験はどうあるべきかというのを中教審でもう検討されていると、その中にはA I対策というものもあるでしょうけどね。

さあ、副大臣、もうその適時検討しますという何か答えなんですけれども、これ、もう模擬試験ではそういう実害というかな、こういう動きが出ちゃっているわけですよ。そうしたら、司法試験にも必ずつながりますから、司法試験の方がもっと絞りやすいんですよ。司法試験の短答式の問題というのは、憲法、民法、刑法ですから、模擬試験の方が範囲広いんですよ。ですから、この三つの法律の情報を全部コンピューターに入れて、過去問を全部入れて、そしてインターネットにある法律関係のこの三つの法律の情報を全部入れてやっていると、A Iが様々なこのビッグデータを掛け合わせて問題を予測できちゃうわけですよ。もうそれは模擬試験で行われているんです。絶対に司法試験にも来ますよ。

だから、この委員会があるのであれば、そこに、副大臣、大臣と相談して、国会でこういう指摘出ていると、きちっと検討しないと、もう来年だってもっともっとA I出てきちゃいますからね、また時既に遅しになっちゃいけない。だから、司法、何だ、司法試験模擬試験委員会にこのA I対策、どのようにやるべきか検討すると、これは政治の判断ですよ。副大臣、やりましょうよ。どうですか。

○副大臣（平口洋君） 法務省としましては、改正法案が成立すれば、法科大学院教育と連携した司法試験の在り方について、司法試験委員会とも連携したしかるべき会議体を速やかに設置して検討を進めていくことといたしておりますので、御指摘についてはその中で検討

すると思います。

○松沢成文君 その中で、A I の対策についても検討をするというふうに副大臣は明言いただいたと私は解釈をいたします。

次に、いろいろちょっと事前通告したんですけれども、大臣、今回のこの法曹教育の改革、法科大学院含めたこの改革ですね、結果を見ると、今までの法科大学院の実績というのは、失礼ですけど、惨たんたるものだったわけですよ。最初三千人と言っていた人数も、もう半分以下になってしまっていますしね。それから、法科大学院の数だって七十六校あったのが、もう今三十八校ぐらい募集停止して、まあ募集停止というのは柔らかい言葉だけど、民間企業だったらもう事業諦めて潰れているわけですよ、法科大学院が潰れているわけです。合格率だって七、八割というのを予想していた、予想していたというか、そこまで持って行って受験者を増やしたい、あるいはより質の高い法曹を増やしたいと言っているのに、現実には二割ですよ。

やっぱり、政治は結果責任ですから、この十五年間の法科大学院制度というのは、私は結果を見ると大失敗だったと言わざるを得ないと思うんですけれども、大臣は、十五年間のこの法科大学院制度やってきて、失敗だったという認識はありますか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 今御指摘になられたその当初の見込みですね、平成十三年六月の司法制度改革審議会の意見書においては、平成二十二年頃には合格者数の年間三千人の達成を目指す、これは要するに将来の需要予測ということです。そして、法科大学院修了者のうち相当程度、例えば七、八割の者が合格できるように充実した教育を行うべきということです。

そして、法科大学院の設置は基準を満たしたものを認可することとして広く参入を認める仕組みとすべきことが提言をされ、そして、この特に第三点目によって法科大学院の創設時に非常に多くの大学が言わばブームに乗るようにして設置に手を挙げ、そして政府の側も、

規制緩和の流れの中で基準を満たした法科大学院については広く参入を認めて、その後、競争による自然淘汰に委ねるといった姿勢を貫いてしまった結果、過大な定員規模となり、その結果、非常に合格率が低く、当初のもくろみが甘かったということになって、その後の希望者の急激な縮小ということにつながったわけですから、率直に言って、私は見込み違いによって当初予定していた姿とは大分違ったものになってしまったということを確認、そして反省をしなければいけないというように思っております。

この間、もっと早く、例えば定員の削減とか補助金の抜本的な縮減、特に合格率の低い大学に対してですね、ということを行わなくちゃいけないんじゃないかということをも実は政治の中でいろいろと訴えてきたんですけども、対応が遅れることによって傷口が深くなってしまったということは率直に言って認めざるを得ないと思います。

○松沢成文君 大臣は失敗だったとは言えないと思いますけどね、立場上。ただ、見込み違いで大きく最初の計画から狂ってしまって、その結果については反省をしているという立場ですよね。まさに、大臣一人がこの制度を背負ってやってきたわけじゃない、今文科大臣としてこの法改正をしなきゃいけない立場なんで、なかなかそこは言えないのは分かるんですが、ただ、やっぱり政治というのは結果責任ですので、これだけ惨たんたる結果であったということは、私は、これで成功だとは言えないですよ、絶対に言えないと思います。物事は成功か失敗しかないわけで、やはり結果としては失敗だったと私は言わざるを得ないと思うんですね。

もう少し質問を進めますと、現在までに募集停止や廃止された法科大学院、三十八校ございます。この三十八校に国庫から支出された補助金や交付金の総額はいかほどでしょうか。このうち、施設に充てられたものと法科大学院の教授などの人件費に充てられたものの額はどうなっていますでしょうか。

○政府参考人（伯井美徳君） お答え申し上げます。

国立大学に対する運営費交付金や私立大学の経常費補助金は、特定の教育研究組織に対する交付額を切り分けられるものではございませんので、法科大学院に対して支出した金額を正確に算出することはできませんが、予算上の積算等から先生の御指摘に沿って推計を行うと、平成十六年度の制度設立当初から平成三十一年度予算分までにおいて募集停止若しくは廃止された計三十八校の法科大学院に対する支援額は、概算で約二百六十六億円となります。内訳は、国立大学法人運営費交付金が七十二・六億、私立大学等経常費補助金特別補助が百九十三・八億の約二百六十六億円となります。

これらのうち、法科大学院の施設費や教員の人件費に充てられた額についてはこれ切り分けできないと説明いたしましたが、そういう意味で計算が困難となっております。

○松沢成文君 この十五年間の法科大学院の運営に税金から二百六十六億円出ている、違う、廃止された三十八校に二百六十六億円出ているんですね。これ、結果としてもう廃止されちゃったわけだから、国費の壮大な無駄遣い、失敗に終わったと指摘されても私は仕方ないと思いますよ。私学で百九十三億、国立で七十億ちょっとですよ。これだけの国費が政府の政策立案の失敗で、運用の失敗で、もちろん大学側の努力不足もあると思いますが、結果として国民の税金が二百二十六億円無駄に使われたという事実に対して、大臣はどう責任感じます。

○国務大臣（柴山昌彦君） 確かに今局長から二百六十六億円、募集停止、廃止された法科大学院に対して公費の投入があったという答弁をさせていただいたわけなんですけれども、例えば、募集停止や廃止された法科大学院の教員が、その実績や経験を生かして法学部など別の組織ですとか、あるいはほかの大学の法科大学院などで勤務をしているということもあります。また、実際に卒業した学生が、母校はなくなったけれどもその後法曹になったということもあるわけですから、必ずしもどぶにそのお金がなくなっているというわけではないというようには思います。

ただ、委員御指摘のとおり、これまで持続可能な形で法曹養成機関をつくっていくという
ことを目指していたということを考えれば、先ほど申し上げたとおり、見込み違いであった
ことは非常に遺憾だというように考えておりますし、それは、私の立場としては、文部科学
省としてもやはりしっかりとした政策転換の責任を負っているというように考えておりま
す。

○松沢成文君 この法科大学院制度をスタートさせた、その制度をつくったときの文科大臣
というのはどなたでしたか分かりますか、今。

○政府参考人（伯井美德君） 遠山文部科学大臣でございます。

○松沢成文君 かなり昔なんで、私もよく覚えていませんけれども、私は、やはり二百二十
六億、国の税金が、今募集を停止してしまっている、ある意味でなくなってしまっている法
科大学院につき込まれた。大臣が言うように、教授も、ほかの法科大学院に回ってまた継続
している方もいますし、様々な要因もあるので、全てがどぶに捨てたわけじゃないと、継続
して生かされている部分もあるというのは分かりますが、でも、法科大学院をつくった以上、
それはもう全校が全て成長していくとは思いませんよ、競争の世界もあるわけだから。しか
し、半分以上がなくなってしまっている。これ、持続可能な法曹養成制度になっていないわ
けですよ。このことの失敗、それから国費二百六十六億、全額じゃないけれども、その大部
分は投資したけれどもそのリターンがなかったわけですね。この大失敗に対して、当時の文
科大臣が私は謝罪せよとは言いませんが、私は、国民の皆さんにこの失敗についてはきちっ
と謝罪をする、あるいは誰かが責任を取る、それぐらいの大きな政府の失政だと私は考えて
いるんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 繰り返しになりますけれども、やはり先ほども答弁をさせてい
ただいたとおり、ずっと長らく法の支配をしっかりと日本全国津々浦々に広げていく、また
新しいリーガルサービスのニーズに従った形で法曹人口を増やしていくという目的、そして、

それがこれまでともすると、やはり様々な既得権の壁に阻まれてなかなか進んでこなかったという中であって、やはり政治主導で大胆な改革を進める必要があったということは、これは一面、私は非常に有意義だったというように思います。

ただ、そのときの見込みがかなり違った部分があったということについては、またその後の対応についても適切な対応が遅れてしまったということについては、真摯に反省をしなければいけないというように考えております。

○松沢成文君 ちょっと角度を変えますが、今回の法改正によって法科大学院を更に充実していこうということですね。この改正によって、じゃ、今後はもう三十八校に続く募集停止をする学校、もうそれはなくなって、少なくとも、あと残っている、今残っている学校は持続可能な法科大学院として成長できる、そういうふうに大臣として明言できますか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 今後は法改正によって合格に要するコストや時間が短縮され、そして何よりも、法科大学院の入学者数の総数についても現状の定員規模を上限に制度的に管理をしていく、そういった質と量の改革というものを進めていくわけですから、もちろん、今後しっかりと法改正の進捗について、定数管理がどのように行われているかということに注意深く検証を続けていく必要はあるかというふうに思いますけれども、これまでのような失敗というのはもう起きないというように考えております。

○松沢成文君 信じたいと思います。

ところで、大都市圏を中心に司法試験の合格実績の高い上位校が集中していますよね。その一方で、四国では香川大と愛媛大の連合法務研究科というのが撤退してしまって、法曹養成機関の空白地帯、四国は一つもなくなっちゃった。また、北海道では北海道大学、東北六県では東北大が唯一の法科大学院になってしまうなど、地域の偏りが顕著になってきております。

こうした中で、法科大学院を有しない熊本大学や信州大学の法学部は、早稲田大学、中央

大学などの法科大学院と連携して、法曹コースを二〇二〇年度に設置する方向を明らかにしています。また、新たに、法科大学院がない地方大学出身者を優先的に受け入れる地方大学卒の創設も認められることになるというふうに聞いています。私は、しかし、こうした取組も地方で働く法曹の育成にどこまでつながるかは定かでない。

地方の法曹教育を維持する方策について、文科大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 連携法曹基礎課程、いわゆる法曹コースは、必ずしも自分の大学だけじゃなくて、ほかの大学の法科大学院との連携も可能であり、特に、今御指摘になられた地方の法科大学院の募集停止が相次ぐ中で、法科大学院が存在しない地域の大学が他の法科大学院と連携するということは、まさしく地方における法科大学院の進学機会の確保の観点から必要性が高いというように考えておりますし、現に、今回の制度化を見据えて、法科大学院を設置していない地方大学において法学部に法曹コースを設置する検討が進められていると伺っております。

私どもといたしましては、法曹コースの設置におけるそういった連携などの留意点などをまとめたガイドラインの策定ですとか、地方大学の学生が法曹を目指せるルートを確保するための法科大学院の入学者選抜に地方専願卒の設定を認めることなどを検討をしておりますし、地方大学と法科大学院の法曹養成連携協定の締結を奨励をしております。

また、金沢大学の法科大学院が千葉大学の法科大学院とオンラインで結んでプログラムの強化を図るなど、合格率が低い地方の法科大学院が他の法科大学院からの遠隔教育プログラムを充実するというのも、これは新しい時代の教育の改善充実の工夫であるというように考えておりますので、そういったこともしっかりと進めていきたいというように考えております。

いずれにいたしましても、今回の法改正と併せてメリハリある予算の配分などを通じ、幅広い地域で法曹人材が配置されるよう、創意工夫ある取組を支援をしていきたいと考えてお

ります。

○松沢成文君 もう最後の質問にしますけれども、私は、法科大学院制度は失敗だったと思って廃止すべきであるというふうに考えているんですね。

今回の改正によって、法曹コースへの進学者に学部三年、法科大学院一年プラスアルファで司法試験を認めるのであれば、学部四年を卒業してすぐの司法試験受験と年数的には変わらないわけです。そうであれば、法曹人材の養成は、法科大学院ではなく、大学の法学部に設置した法曹コースで四年間掛けて行えばいいと思います。そして、司法試験は、法律知識だけではなく、法的素養や法的判断に至る過程などを問う内容で、他学部出身者や社会人も受験できる司法試験制度に一本化すべきであるというふうに考えています。

こうして、法学部の法曹コースから司法試験、司法修習という一連のプロセスの中で法曹に必要な知識とスキルを身に付けるような制度設計によって、法曹養成プロセスを根本的に改革する必要があるというふうに考えています。そうすることで、制度発足時から掲げられた法科大学院の理念でもある、点から線へ、プロセス重視、多様性、開放性、公平性に沿った法曹養成制度を実現できるというふうに考えておりますが、私の考えに対して大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣（柴山昌彦君） 先ほど大学入試の改革についてお話をしたとおり、試験が確かに変われば、それに至るための教育も変わってくるという側面はある程度はあるのかなというところで共感できる面はあるんですけども、ただ、実務力や実践力も含めて法曹のプロフェッショナルを育てていく上で、まさしくその教育のプロセスとしての法科大学院、これはやはり非常に私は重要であるというように考えております。

すなわち、実務能力……

○委員長（上野通子君） 大臣、お時間ですので、簡潔にお答えください。

○国務大臣（柴山昌彦君） はい。

ということで、法曹コースにおいて代替できない法科大学院をしっかりと改革をする。そして、御指摘のような、試験だけでは当初の理念というのは実現は難しいのかなと考えております。

○松沢成文君 時間ですので、終わります。